

令和7年4月11日

各位

公益社団法人北海道観光機構
代表理事 中村 智
(公印省略)

令和7年度「観光人材育成事業（外国語ガイド育成研修）」
の委託に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます

平素は当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます

さて 当機構では 標記事業に係る委託業務について 下記のとおり企画提案を募集いたしますので ご案内申し上げます

敬具

記

1. 事業名

「観光人材育成事業（外国語ガイド育成研修）」委託業務

2. 委託内容

下記に関する企画提案・実施（※別紙「企画提案指示書」をご参照ください）

- (1) 外国語ガイド技能向上研修の実施
- (2) マッチングイベントの開催

3. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10. (1)に示す内容をメールでお知らせください。（様式なし、メール本文で可）

※ 参加表明期限：令和7年4月18日（金）17時

4. 提出物について

企画提案書及び見積書（※別紙「企画提案指示書」をご参照ください）

5. 今後のスケジュール

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 公示 | 令和7年4月11日（金） |
| (2) 参加表明締切 | 令和7年4月18日（金）17時まで |
| (3) 企画提案書提出締切 | 令和7年5月9日（金）15時まで |
| (4) 企画審査会 | 令和7年5月中旬予定 |
| (5) 契約書の締結 | 令和7年5月下旬予定 |

6. その他

事業詳細に関する説明会は実施いたしません。

以上

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目緑苑ビル 1 階

公益社団法人北海道観光機構

事業企画本部 観光部戦略部（代表）電話 011-231-0941

担当：中田 Email:s_nakata@visithkd.or.jp

令和7年度「観光人材育成事業（外国語ガイド育成研修）」
企画提案指示書

1. 委託業務名

観光人材育成事業（外国語ガイド育成研修）委託業務

2. 事業の目的

北海道観光の受入体制を推進するため、インバウンドの回復に対応できる外国語ガイドの育成研修を行うとともに、人材確保を図る。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 予算額（消費税及び地方消費税等を含む。）

9,570 千円

6. 業務内容及び実施方法

(1) 外国語ガイド技能向上研修の実施

① eラーニング研修の実施

- ・一定程度の語学力を持ち、将来的に外国語を用いた観光ガイドを目指している道内在住者、ならびに全国通訳案内士及び地域通訳案内士の有資格者等、道内においてすでにガイドとして業務を行っている者を対象に、「試験対策コース」「初級者コース」「上級者コース」（英語、中国語、韓国語）各15講義を、インターネットを通してeラーニング出来る環境を提供すること。（過去の講義動画については北海道観光機構より共有するが、現状に適した内容に更新または新規作成すること。）
- ・各研修コースの視聴者数の調査を実施すること。
- ・eラーニング研修受講者について、通訳案内士の受験の有無と合否について調査を行い、報告すること。
- ・各講義の視聴修了率をアップさせること。

② 模擬ツアー研修の実施

- ・実際のツアーを想定した模擬ツアー研修として、実践的手法を学ぶための研修を行うこと。
- ・初級者コース3回程度実施すること。
- ・各回、英語、中国語、韓国語の参加者を募り、出来る限りの多くの希望者が参加できるように工夫した内容にすること。
- ・取り扱うテーマは、道央地域に限らず北海道の観光資源について幅広く専門的知識を向上させるための研修内容とすること。
- ・模擬ツアーの動画を作成し参加者に限定公開し、研修内容の振り返り学習ができるようにする

こと。

- ・研修終了後、研修成果を検証するための調査を実施すること。

③ ツアー帯同研修の実施

- ・旅行会社が企画したインバウンドを対象とした訪日ツアーに道内通訳案内士を帯同させ、実践の中でのガイドスキル・経験を向上させる機会を創出し、出来る限りの多くの希望者が参加できるように工夫した内容にすること。
- ・帯同は、上級者1名、初級者1名のペアとすること。
- ・言語は問わず10組程度実施すること。
- ・原則、①eラーニング、②模擬ツアー研修の参加者から帯同者を選定すること。
- ・ツアー終了後、上級者より初級者へのフィードバックが出来る仕組みを提供すること。
- ・ツアー終了後、研修成果を検証するための調査を実施すること。

以上、接遇スキルを学ぶ実践研修を重点的に実施すること。

(2) マッチングイベントの開催

- ・通訳案内士の就業機会を拡大させるため、通訳案内士と旅行会社、宿泊事業者、通訳案内士派遣会社等とのマッチングイベントを1回以上実施すること。
- ・多くの参加者を募るため、対面、オンラインのハイブリッドでの開催とすること。
- ・終了後、アンケートにより仕事の状況についてフォローアップ調査を実施し、就業状況を報告すること。また、通訳案内士の雇用機会創出に結び付けるための対策を検討すること。

◆上記(1)～(2)の実施内容について、企画提案してください。

(3) 事業の取り組みを広報するパブリシティの実施

道内の新聞、テレビ、雑誌、Web掲載等

◆無料・有料問わず、活動を広くPRするためのパブリシティについて提案してください。

(4) 報告書の作成

事業終了後、上記活動の結果、及び得られた成果等に関する報告書(写真や個人情報を含む全体報告書及び個人情報を除いた公開用報告書の2種類)を作成し、印刷物は全体報告書3部と公開用報告書1部及び各電子データ(USBメモリ・CD-R等に格納の上)を提出のこと。

7. 企画提案応募条件

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とし、単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

- ① 北海道に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者で

ないこと。

- ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ⑤ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- ⑦ 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること。
- ⑧ 北海道観光機構が必要と判断する際に、北海道観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制をとることができる者であること。

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

研修等の内容が、外国語を用いた観光ガイドを志す人材や通内案内士の技能等を向上させるために効果的か。また、研修等の内容は、通訳案内士の就業機会の拡大に資するものか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

※令和7年4月1日より北海道観光機構は、「北海道赤レンガ未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎(以下、「赤レンガ庁舎」という)の運営・管理業務を受託することから、当該事業においては、赤レンガ庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできないので、提案に含めないよう留意すること。

【例】各種研修において、赤れんが庁舎の利用等

9. 事業者決定までのスケジュール

令和7年4月11日（金）	公示
令和7年4月18日（金）17時	参加表明締切
令和7年5月9日（金）15時	企画提案書提出期限
令和7年5月中旬	企画提案の審査予定
令和7年5月下旬	委託事業者決定・契約 予定

10. 企画提案書の提出

(1) 参加表明 令和7年4月18日（金）17時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可

(E-mail : s_nakata@visithkd.or.jp)

とするが以下、①～⑥の内容を記載のこと。

- ①会社又は法人名、代表者名
- ②所在地
- ③電話番号
- ④FAX番号
- ⑤担当者名
- ⑥連絡用メールアドレス

(2) 提出期限 令和7年5月9日（金）15時

- (3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光機構
事業企画本部 観光戦略部 (担当: 中田)
- (4) 提出部数 4部 (提案者名を記載したもの1部、記載しないもの3部)
- (5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送 (※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

1.1. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。
 - ① これまでの事業実績
提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。
 - ② 業務実施体制
当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。
なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。
 - ③ 業務スケジュール
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
 - ④ 見積書
費用項目の明細を記載すること。(※交通費、宿泊料、謝金、広告宣伝費 等)

1.2. プレゼンテーションの実施

- (1) 企画提案書の内容について、必要に応じプレゼンテーション及びヒアリング (以下「審査会」という。)を実施する。日時及び場所については、別途通知する。なお、5者以上の審査対象者がある場合は、あらかじめ書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (3) 審査会時の追加資料の配付については認めません。

1.3. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しません。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差し替えは認めません。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。

1.4. 著作権等の取扱

- (1) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光機構に帰属するものとする。

1.5. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光機構と協議のうえ修正する場合があります。
- (2) 業務遂行にあたっては、北海道観光機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努めること。
- (3) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (4) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

1 6. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め北海道観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。北海道観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、北海道観光機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、北海道観光機構の承諾を要さない。

1 7. 問い合わせ先

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目緑苑ビル 1 階

公益社団法人北海道観光機構

事業企画本部 観光部戦略部（代表）電話 011-231-0941

担当：中田 Email:s_nakata@visithkd.or.jp